

# 畜産会 経営情報

公益社団法人 中央畜産会  
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号  
第2デューアイシービル9階  
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890  
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>  
E-mail [jlia@jlia.jp](mailto:jlia@jlia.jp)

令和2年7月20日 | No.368

## 主な記事

### 1 畜産学習室

#### 酪農経営の早期改善に向けて

—経営分析のポイントと経営評価— (3)

ひろしま畜産コンサルタントオフィス 菊川 洋一

### 3 行政の窓

#### 飼養衛生管理基準の改正について

農林水産省消費・安全局動物衛生課

### 2 行政の窓

#### 「酪農及び肉用牛生産の近代化を 図るための基本方針」のポイント①

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

### 4 お知らせ

#### 各種交付金単価の公表について

## 畜産学習室

### 酪農経営の早期改善に向けて

#### —経営分析のポイントと経営評価— (3)

ひろしま畜産コンサルタントオフィス 菊川 洋一

## 経営の分析

酪農経営の分析は、経営全体や乳牛、個体ごとの乳量・乳質、繁殖などの成績の分析を行う技術分析と収益性や安全性の分析を行う経営分析があり、両者を総合的に判断していくことが必要になります。

### (1) 技術分析

#### 主要な技術指標項目

経営全体を把握するための主要な技術指標項目は次のようになります。

#### ○経産牛平均頭数

農場の経営規模を表します。

#### ○1日出荷乳量

資金繰りの検討や経営計画作成時の最も重要な項目です。経産牛頭数と経産牛乳量が関係します。

#### ○経産牛平均乳量

飼養している乳牛の産乳能力を表します。

#### ○平均搾乳日数 (DIM)

飼養している経産牛の平均分娩後日数を表し、繁殖成績の結果がこの数値に表れます。

#### ○生乳1kg当たり購入飼料費 (生乳1kg生産に要した購入飼料費)

牛乳生産と給与した飼料の効率、産乳効率を示します。

身近にある資料、例えば毎月の乳代精算書にも、乳量、脂肪率、無脂乳固形分率、体細胞数、細菌数、購入した飼料などの情報があります。これらの情報をグラフ化するなど整理することにより相手に対し大変分かりやすい資料になります。

乳量、乳質、繁殖などの技術成績の見方については、(一社)家畜改良事業団がLIAJ NEWSの「新しい牛群検定成績表の見方」で大変分かりやすく解説しています。バックナンバーは[http://liaj.lin.gr.jp/japanese/kentei/kentei\\_s2.html](http://liaj.lin.gr.jp/japanese/kentei/kentei_s2.html)から入手できます。

## (2) 経営分析

### 【収益性の分析】

損益計算書から経営の収益性を分析します。

損益計算書は次のように計算されます。

売上高：A

生産費用：B

売上原価：C (B+ 期首棚卸高- 期末棚卸高- 当期育成費用)

売上総利益：D (A-C) → 経営の粗利益を表します。売上総利益がマイナスになることはコスト割れの状況を表します。

(表6) 利益変動要因の確認

		前年	当年	比較試算値	差額
経営規模		63.0	65.0	65.0	
乳価		120.0	122.0	120.0	2.0
経産牛乳量		9,200	9,600	9,200	400
出荷乳量		579,600	624,000	598,000	26,000
牛乳販売収入		69,552,000	76,128,000	71,760,000	4,368,000
(うち乳価上昇分)			1,248,000		1,248,000
子牛販売収入		14,885,600	13,711,300	12,162,000	1,549,300
乳雄	平均価格	132,800	146,300	132,800	
	頭数	2	1	1	
F1雌	平均価格	225,200	251,200	225,200	
	頭数	26	25	25	
F1雄	平均価格	252,100	282,500	252,100	
	頭数	32	24	24	
ET	平均価格	348,800	505,000	348,800	
	頭数	2	1	1	
購入飼料費		40,918,500	43,459,000	42,217,500	1,241,500
経産牛1頭飼料費		649,500	668,600	649,500	19,100
当期経常利益		1,425,400	6,511,900	1,836,100	4,675,800

販売管理費：E

営業利益：F (D-E) → 牛乳を搾るとい  
う通常の事業活動での利益に  
なります。営業利益（事業利  
益）をしっかりと確保するこ  
とが経営の安定に結び付きます。

経常利益：G (F + 事業外収益 - 事業外  
費用)

酪農経営の収益性を見る場合、売上総利益、  
営業活動、経常利益のそれぞれの額がどれだ  
け確保できているかがポイントになります。

#### 何が原因で利益が減ったのか、増えたのか？

時系列で分析を行う場合、前年とは規模も  
単価も技術レベルも異なりますので、何が原  
因で利益がどう変動したのかを確認する必要  
があります。

表6のように2年間の成績を比較する場  
合、当年の成績を前年の実績値に置き換えて  
試算し、その変動要因を推測します。

経産牛頭数は63頭から65頭に、牛乳販売収  
入は6955万2000円から7612万8000円に増加し  
ていますが、前年の乳価、経産牛乳量で試算  
すると牛乳販売収入は7176万円と試算され、  
その差の436万8000円が乳価の上昇、経産牛  
乳量向上による収益増加となっています。乳  
価上昇分による収益増加は124万8000円にな  
ります。

子牛販売収入については、市場価格の上昇  
により154万9000円の収益増加になっていま  
す。

一方経費について、前年の経産牛1頭当  
たり購入飼料費の水準で試算すると4221万7000

円となり、当年成績が124万1000円増加して  
います。牛乳1kg当たり購入飼料費は前年  
が70.6円、当年が68.0円と産乳効率は向上し  
ていることから、この差額は購入飼料単価の  
値上がり分と推測できます。

要約すると、規模以外の当年の成績を前年  
の実績で試算すると経常利益は183万6000円  
となり、実績（651万1000円）との差の467万  
5000円は、乳価の上昇、経産牛乳量の増加に  
よる収益増加が436万8000円、子牛の販売単  
価上昇分が154万9000円、経費は購入資料の  
単価上昇による経費増加が124万1000円とな  
り、このことから利益増加は経産牛1頭当  
たり乳量の向上が大きな要因になっていること  
が確認できます。

#### 【安全性の分析】

#### （図6） 貸借対照表（バランスシート）

【流動資産】 当座資産 棚卸資産	【負債】 短期負債 長期負債
	【資本】
【固定資産】 償却資産 土地	
資産合計	負債+資本

貸借対照表から経営の安全性を読み取りま  
す。

図6のように貸借対照表は、所有している  
資産（左）の財源の、返済義務のないお金（資  
本：右）と返済しなければならないお金（負  
債：右）とのバランスを表したものです。

貸借対照表から経営内容を読み取るコツは、次の3項目です。

当座比率 = 当座資産 ÷ 短期負債 × 100 (目安値: 100% 以上)

1年以内に返済義務のある負債の返済財源はすぐに現金化できる資産(当座資産: 現金、預金、未収金等)で確保しておくべきということです。この値が下がると資金繰りに影響します。流動資産と短期負債のバランス(流動比率: 流動資産 ÷ 短期負債)を見る方法もありますが、肉用牛肥育経営などの場合、肥育牛の棚卸資産の評価額が非常に大きくなるため、流動比率では安全性を正しく評価することは困難になります(基本的に、棚卸資産を返済の財源にすることはできません)。

固定長期適合率 = 固定資産 ÷ (資本 + 長期負債) × 100 (目安値: 100% 以上)

経営内で長期にわたり使用する固定資産は、支払利息や償還金の負担がない自己資金で取得するのが理想ですが、酪農経営は借入金により規模拡大されることが多いことから固定資産は自己資金と返済が長期にわたる長期借入金を財源として取得すべきという考えです。この値が100%を下回ると、短期負債が固定資産取得の財源の一部になっていることになり、このことも資金繰りを圧迫する原因の一つになります。

自己資本比率 = 資本 ÷ (負債 + 資本) × 100

経営を開始して以来の全ての成果がこの自己資本比率に表れます。この項目はその年の値がどうということではなく、この値が年々どう動いているかを確認します。この値が

年々高まっていくようであれば経営の安全性は強化されているものと評価されます。

安全性分析に関する指標項目は多くありますが、貸借対照表からこの①当座比率、②固定長期適合率、③自己資本比率の3項目だけを読み取ることで、その経営の安全性が確認できます。

#### 【キャッシュフロー(現金収支)の確認】

キャッシュフローとは現金の動きです。棚卸評価額、減価償却費など、現金の動きに直接関係のない取引を除いた収支で、資金繰りに大きく影響します。

(表8) 現金収支の計算(肉用牛肥育経営)

項 目	金額
当期経常利益	① 7,147,000
肥育牛棚卸差益	② 7,563,000
減価償却費	③ 1,395,000
元金償還額	④ 1,252,000
差引現金収支	① - ② + ③ - ④ ▲273,000

期首肥育牛棚卸高 69,035,000円

期末肥育牛棚卸高 76,598,000円

表8は肉用牛肥育経営の事例ですが、決算書を見て所得は約700万円以上を得ているにもかかわらず、実際には手元に残った現金はマイナスになり、このような状況においても、この約710万円の所得が課税(所得税、法人税)の基準になり、また、健康保険料、住民税や保育園の保育料なども前年の所得の額が基準となります。

キャッシュフローの計算は、年単位の計算では各月の現金収支の状況が確認できないので、必ず月単位で作成します。

## 将来の経営安定を支援するために

### 【適正な労働管理】

畜産経営は、適正な労働力から成り立ちます。

一般的に、酪農経営の労働環境は大変タイトであり、家族のだれかが病気、怪我や親の介護などでやむなく経営を離脱することがきっかけとなり、経営が悪化したり廃業に追い込まれた事例も実際に見られます。

酪農経営の労働は季節により繁忙があり、また労働時間は目に見えませんし、同じ1時間でも労働の質には大きな差がありますので、従事者1人当たりの年間の労働従事時間は2000時間を基準とし労働管理を検討します。年間の労働時間がこの基準を超えるようであれば、その年の何れかの時点でオーバーワークとなり、結果として管理不足を招き、生産成績の低下による販売量の減少、品質の低下等、収益性にも影響を与えるリスクがあるため、雇用をも含めた余裕のある労働管理が安定した健全経営のポイントになります。

規模拡大を伴う経営計画の作成に当たっては、労働力に見合わない規模を設定してしまうなど、労働管理の見切り発車は、経営の失敗の大きな原因の一つとなります。

従業員を雇用している経営では、優秀な従業員の安定的な確保に頭を悩ませています。規模拡大を計画する場合は、拡大後の労働力の確保の具体策を最初から計画に入れ込んでおいてください。後から探す、では遅すぎます。

### 【必要生計費（家計費）の確認】

販売代金など入金されたお金の流れは、まず最初に生活費を、次に飼料代などの経費を支払うこととなります。必要な生計費を計画に織り込んでおかなければ、出荷乳量など技術成績はほぼ計画どおりであったとしても、結果として飼料代などが未払金で残ってしまう事態、計画と実績の乖離はここが原因の一つです。経営計画を作成する場合は必要な生計費は遠慮なくしっかりと計上します。

### 【規模を縮小する勇気】

経営が抱えている課題を解決できないまま、収益性の改善を規模拡大に求めるのは大変危険です。

課題が発生したら一度立ち止まり、規模を縮小し経営を立て直すことも選択肢の一つとし、もう一度経営戦略を考え直してみることも大切です。

## おわりに

経営の分析は、時系列分析、ポジション分析、比較分析など、さまざまな手法があります。しかし、他人の経営はあくまでも参考に、サポート対象の農家の成績が前々年、前年、今年とどう動いてきているか、毎年、同じ手法で分析し確認してください。

経営の動きが把握でき、効果的な支援のポイントが分かります。

(筆者：ひろしま畜産コンサルタントオフィス 畜産経営コンサルタント)

## 行政の窓

# 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」のポイント①

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

## はじめに

前回の基本方針（平成27年3月）では「今後10年間は、次世代のわが国の酪農および肉用牛生産の基礎を形づくり、方向性を左右する重大な期間」と位置付けました。

その後、わが国の畜産は、TPP11等の国際貿易協定が発効し、新たな国際環境に入りました。その間、畜産クラスター等の地域の関係者が一丸となった取り組みの成果として、生産基盤の縮小に歯止めがかかりつつある状況を作り出し、国内での畜産物需要は堅調に推移するとともに、国際貿易協定等により新たな市場開拓に挑める環境が整いつつあります。現在は、拡大が見込まれる国内外の需要に対して、安定的に国産畜産物を供給するための生産基盤回復のスタート地点に立っています。

今次の基本方針では、このような状況を踏まえ「海外市場も含め拡大が見込まれる需要に応えるための生産基盤の強化」を進めるとともに、「次世代に継承できる持続的な生産基盤を創造」することを柱とし、その実現のための具体的な施策を示しています。

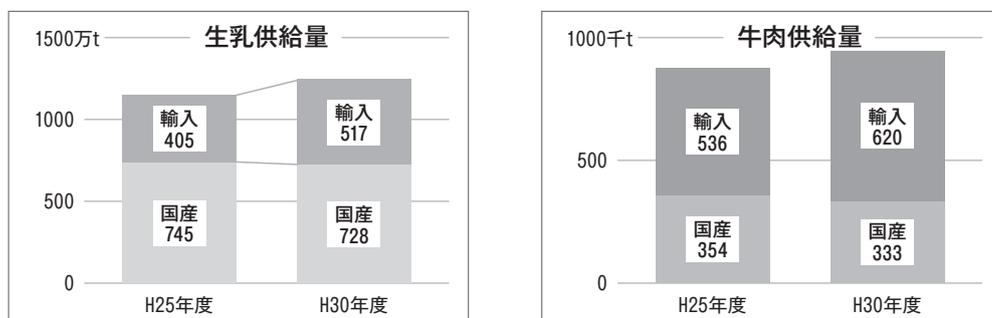
## 第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

### I 情勢の変化と基本的な方向

#### 1 総論

近年、国内の畜産物需要は堅調に推移する一方、需要の伸びや消費者ニーズに国内生産だけでは対応できていないため、外国産の輸入が増えています（図1）。

（図1）牛乳・乳製品、牛肉の供給量



このような中、ASF（アフリカ豚熱）の影響による中国の牛肉輸入量の急増等（図2）、畜産物を取り巻く国産環境が変化し、将来的には、安定的に畜産物を輸入できなくなるおそれがあります。

こうした中、生産面を見ると小規模経営を中心に離農が進む一方、これまで講じてきた畜産クラスター等の体質強化策により、着実に規模拡大は進んでおり、生産基盤縮小に歯止めがかかり

つつあります(図3)。

また、対外的には米国に輸出される牛肉の低関税枠の拡大や中国向け畜産物の輸出解禁協議の進展など、和牛肉・乳製品を中心とした国産畜産物の輸出拡大に向けた絶好の機会が到来しています。

加えて、酪農・肉用牛生産が持続的に発展するためには、個々の経営が持続可能な経営を展開し、その経営資源が次世代に継承されることが重要です。

このため、収益性の向上はもちろん、自給飼料の生産や畜産環境問題への対応、家畜疾病や災害への備え等に真摯に対応することが必要です。

## 2 生乳(牛乳・乳製品)

チーズ・生クリーム等の乳製品の需要は増加傾向で推移し、特にチーズは過去最高を4年連続で更新しています。一方で、生乳生産量は、北海道は増加傾向、都府県では減少傾向で推移し、その差は拡大しています。こうした中、厳しい輸送環境や災害リスクもあり、大都市の飲用需要を北海道からの移送に依存する構造は限界に達しつつあります。

また、チーズは国内消費量の8割を輸入するなど、国産生乳の供給が十分でないために、チャンスロスが生じています。国際市場では需要増、環境問題への対応等の影響から、安定的に輸入ができなくなる恐れも考慮する必要があります。

このような状況を踏まえれば、都府県酪農の生産基盤の回復と北海道酪農の持続的成長、全国の酪農経営の持続可能な経営展開が最重点課題となっています。

## 3 牛肉

牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に、焼肉やハンバーガー等の外食を中心に拡大しています。一方で、国産牛肉の生産量は、消費量の約3分の1にとどまっていますが、輸入牛肉を多く使用している外食・中食だけでなく量販店においても国産牛肉に対する根強い需要が存在しています。

対外的には、国際貿易協定や中国との畜産物の輸出解禁に向けた2国間協議が進展しているほか、アジアの食肉需要が増加しており、牛肉の輸出をめぐる環境は追い風が吹いています。

このような状況を踏まえ、新たな国際環境下における牛肉の安定供給、新たな市場獲得を図るため、和牛の繁殖雌牛の増頭、和牛肉の生産量の増大、より一層の輸出拡大を目指すこととしています。

### II 生産基盤強化のための対応方向

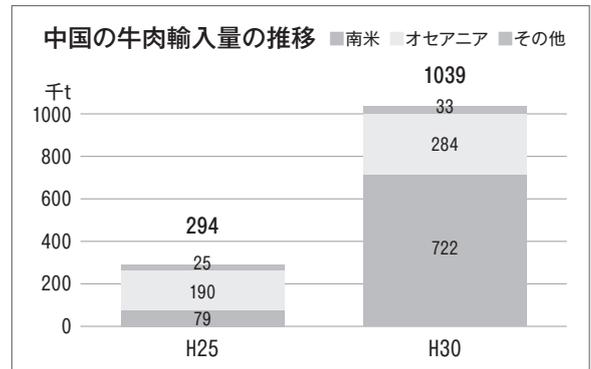
生産基盤の強化について、経営能力の向上を図り、持続的に経営展開していくことを基本として、酪農・肉用牛それぞれの対応方向を示しています。

#### (1) 酪農の生産基盤強化

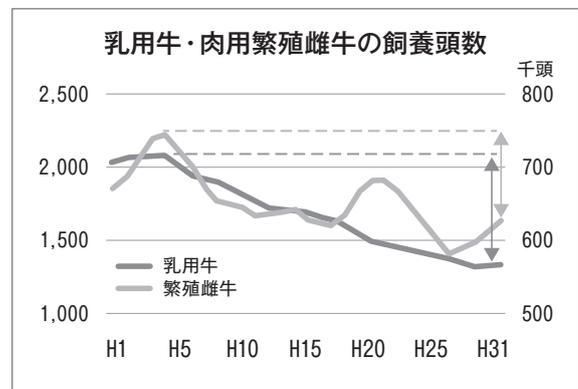
生産コストの削減と生乳生産量の増加を図るための取り組みを推進します。

特に、都府県では、畜舎の新築・増築が困難な場合もあるため、既存の空きスペースも有効活用して新たな施設等への投資を抑えた方策も含めて対応することが重要です。

(図2) 中国の牛肉輸入量



(図3) 乳用牛頭数、肉用繁殖雌牛頭数の推移



## (2) 肉用牛の生産基盤強化

国内外の需要に応えるための増頭・増産を進めるための取り組みを推進します。

## (3) 地域連携の取り組みの推進

今後も、畜産クラスター等の各種施策を通じて、関係者の役割分担、連携の取り組みを継続的に推進し、地域全体で収益性の向上を図る取り組みを支援することが重要です。

# Ⅲ 生産基盤強化のための具体策

## 1 肉用牛・酪農経営の増頭・増産

国産牛肉・生乳の供給を増やすため、大規模経営のみが牽引するのではなく、中小規模の家族経営を含めた経営が増頭・増産を進められるよう、地域全体での増頭を推進します。

その際、和牛受精卵の増産と利用の推進、酪農経営での和子牛販売による副産物収入の確保と性別技術を活用した乳用後継牛の確保、公共牧場などの機能強化を図り、生産基盤をフル活用して、増頭・増産を推進します。

## 2 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承

### (1) 新技術の実装等による生産性向上の推進

中小規模の家族経営をはじめとする畜産経営が持続的な経営を実現するため、収益性の高い経営により一定の所得が確保できるよう、規模拡大を行わずとも生産性向上を図るため、高能力牛群の整備、ICT等の新技術の実装、生産関連情報を集約・活用する体制の構築を推進します。

### (2) 施設・家畜等への投資の後押し等による規模拡大の推進

施設や家畜等への投資の後押しとともに、少ない投資で規模拡大が可能なキャトルステーションの利用や簡易畜舎の活用を推進します。

また、畜舎等の利用実態を踏まえ、建築基準法の適用の対象から除外する特別法を整備します。

### (3) 持続的な発展のための経営能力の向上

経営能力の向上を図るため、適切な経営管理や事業計画の策定等が重要であるとともに、農業経営塾等の機会の活用を推進します。

### (4) 既存の経営資源の継承・活用

後継者がいない経営の経営資源が失われることがないように、意欲ある担い手に継承する取り組みを推進します。

## 3 経営を支える労働力や次世代の人材の確保

### (1) 外部支援組織の育成・強化

外部支援組織には、労働力不足、運営の安定化といった課題があります。

このため、新技術実装による作業の効率化、飼養管理等の経験を有する人材の雇用等による組織の強化、他の組織との連携による運用面の改善等の検討を促進します。

特に、酪農ヘルパーは、経営継続に不可欠な存在であり、要員の確保・定着を強化する必要があります。職場環境の整備、酪農ヘルパーの認知度向上等に取り組むとともに、利用組合の組織強化の取り組みを推進します。

### (2) 雇用就農等による人材の確保

資質・能力のある人材の確保等を図るためには、法人経営等に就職し、OJTにより技術等を習得できる「雇用就農」を促進することも重要です。

### (3) ICTの活用等経営環境の変化に対応した多様な人材の登用

ICT等の進展に伴う経営環境の変化に対応した経営管理を行うため、生産者団体等によるデータに基づく高度な経営判断を支援する人材の育成等の検討を促進することが重要です。

この他、女性や高齢者や、農福連携、外国人材等、多様な人材の登用を推進します。

#### 4 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

規模拡大に伴う処理量の増加や飼養形態の変化、環境関連の規制基準等の地域の実情や防疫面を考慮した処理を進めるため、発電や熱等のエネルギー利用、堆肥舎等の長寿命化、共同利用施設の整備、環境規制に対応するための施設・機械の整備等を推進します。

また、肥料取締法の改正により、化学肥料との配合が容易になったことも踏まえ、堆肥のペレット化による広域流通等による堆肥等の利用を促進します。

#### 5 国産飼料基盤の強化

国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、優良品種の普及、草地整備、収穫適期が異なる草種の導入等による気象リスクへの対応等を推進します。

加えて、コントラクター等の活用や、条件不利な水田等での放牧や飼料生産を一層推進するとともに、公共牧場の預託機能の強化等を推進します。

また、濃厚飼料の代替品として、飼料用米の安定生産・供給等を推進するとともに、子実用とうもろこしの生産・利用体系の構築、エコフィードの更なる活用を促進します。

#### 6 経営安定対策の適切な運用

TPP11 協定発効に当たり経営安定対策の充実等の措置を講じた経営安定対策や、配合飼料価格安定制度を適切に運用し、生産者の経営安定に万全を期していきます。

### IV 需要に応じた生産・供給の実現のための対応

#### 1 生乳

##### (1) 需要等に応じた生乳と牛乳・乳製品の安定供給

不測の事態による急激な需要変動があっても生産基盤を毀損することなく、需要に応じた生乳生産と牛乳・乳製品製造販売を図るため、生産から製造販売、関係団体、国の各段階で必要な対応を講じます。

##### (2) 最適な生乳流通体制の構築

全国の需給変動に応じた機動的な配乳調整を行うこと等の機能を果たす指定事業者が担う役割は引き続き極めて重要であること、年度途中で出荷先や出荷数量を一方的に変更するなどといった事例は、毎日生産される生乳を安定的に消費者に供給するという制度趣旨にも反するものであること等、新たな加工原料乳生産者補給金制度の趣旨を徹底し、適切な生乳流通体制を構築するための必要な対応を各段階で講じます。

#### 2 牛肉

近年、適度な脂肪交雑で値頃感のある牛肉を求めるニーズもあることから、脂肪交雑のみならず、肉量に関する形質、食味に関する不飽和脂肪酸の含有量などに着目した改良を推進します。

また、生産者の収益性を考慮した上で、脂肪交雑の多い牛肉の生産の推進に加え、出荷月齢の早期化等により適度な脂肪交雑で値頃感のある牛肉の供給も推進します。

#### 3 輸出の戦略的拡大

牛肉の輸出額は、近年のアジアの食肉需要の増加を背景に、直近5年で3.6倍増加しています。

また、牛乳・乳製品の輸出額は、アジアを中心に育児用粉乳等の輸出が伸びています。

現在は、畜産物輸出にとって大きな好機であり、戦略的に輸出拡大に取り組むため、輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設・乳業施設の整備や施設認定の迅速化等を推進します。また、販売強化、ブランド価値向上を推進します。

和牛の遺伝資源の流通管理の徹底や知的財産的価値の保護強化に取り組むとともに、和牛に関する地理的表示（GI）の認定を推進します。

牛乳・乳製品については、品質向上や飼養衛生管理の徹底、規格認証等を活用した情報発信、付加価値の高い製品の研究開発等を推進します。

—つづく—

（筆者：農林水産省生産局畜産部畜産企画課 課長補佐 飯野 昌朗）

## 行政の窓

## 飼養衛生管理基準の改正について

農林水産省消費・安全局動物衛生課

令和2年6月30日付けで飼養衛生管理基準の改正が公布されました。

豚等の基準は令和2年7月1日、その他の畜種は令和2年10月1日に施行されます（一部の取組については猶予期間が設定されています）。

## 飼養衛生管理基準（豚、いのしし）

I 家畜防疫に関する基本的事項	
〔人に関する事項〕	
1 家畜の所有者の責務	1 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に管理者がある場合にあっては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該管理者に実施させること。
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践	2 飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関し、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認すること。家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握すること。これらの情報を踏まえ、自らの農場の防疫体制及び飼養衛生管理状況を定期的に点検し、改善を図ること。また、農場の最新の防疫体制が確認できるよう、消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えておくこと。家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従うこと。
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	3 次に掲げる事項を規定するマニュアルを作成すること。マニュアルの作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させること。従事者及び外部事業者が当該マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講ずること。家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者へ周知徹底すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項</li> <li>(2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項</li> <li>(3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起</li> <li>(4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止</li> <li>(5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組</li> <li>(6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い</li> <li>(7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止</li> </ol>

<p>4 記録の作成及び保管</p>	<p>(8) 農場における防疫のための更衣 (9) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等</p> <p>4 次に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存すること。</p> <p>(1) 衛生管理区域（8に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入った者（当該農場の従事者を除く。）の氏名及び住所又は所属、当該衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（所属等から明らかなる場合を除く。）並びに消毒の実施の有無（衛生管理区域に車両を入れる者にとっては、当該車両の消毒の有無を含む。消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、これに記入すること。）並びに当該立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した場合においては、過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない</p> <p>(2) 従事者が海外に渡航した場合には、その滞在期間及び国又は地域の名称</p> <p>(3) 導入した家畜の種類、頭数及び健康状態、導入元の農場等の名称並びに導入の年月日</p> <p>(4) 出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数及び健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称並びに出荷又は移動の年月日</p> <p>(5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無並びに異状がある場合にあってはその症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況</p> <p>(6) 家畜保健衛生所、担当獣医師等からの当該農場への指導の内容</p>
<p>5 通報ルールの作成等</p>	<p>5 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、大規模所有者及び当該大規模所有者以外に管理者がある場合にあっては当該管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。</p>
<p>6 獣医師等の健康管理指導</p>	<p>6 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設（家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている者又は施設に限る。）を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から当該農場において飼養する家畜の健康管理について指導を受けること。</p>
<p>7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備</p>	<p>7 家畜の所有者は、いのしし等の野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域（以下「大臣指定地域」という。）において追加措置を講ずることとなる14、22、26及び28について、平時からその取組内容を習熟しておくこと。</p>
<p>〔飼養環境に関する事項〕</p>	
<p>8 衛生管理区域の設定</p>	<p>8 農場に、病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域の境界を柵等</p>

<p>9 放牧制限の準備</p> <p>10 埋却等の準備</p> <p>11 愛玩動物の飼育禁止</p>	<p>によって分け、両区域の場所が明確に分かるようにすること。衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接に接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換（畜舎ごとに行う消毒並びに衣服及び靴の交換を除く。）を行わずに行動する範囲の全てを網羅すること。また、衛生管理区域の設定に当たっては、出入口の数が必要最小限となり、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所が可能な限り境界に位置するよう設定すること。</p> <p>9 放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を飼養できる畜舎の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること。</p> <p>10 法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地（家畜（月齢が満三月以上のものに限る。）一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。）の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p> <p>11 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと（愛玩動物の飼養を業務とする観光牧場等において、飼育場所を限定する場合を除く。）。</p>
<p>〔家畜に関する事項〕</p> <p>12 密飼いの防止</p>	<p>12 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。</p>
<p>II 衛生管理区域への病原体の侵入防止</p> <p>〔人に関する事項〕</p> <p>13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限</p> <p>14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置</p> <p>15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等</p> <p>16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p>	<p>13 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、出入口及び飼養管理関連施設付近への看板の設置その他の必要な措置を講ずること。ただし、観光牧場その他の不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設において、当該出入口における手指及び靴の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管理区域に出入りする際の病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りでない。</p> <p>14 当日に他の畜産関係施設等又は大臣指定地域に立ち入った者（当該農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにすること（その者が、シャワーによる身体の洗浄その他の必要な措置を講じた上で、やむを得ず立ち入る場合を除く。）。</p> <p>15 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合及びその者に衛生管理区域専用の手袋を着用させる場合を除く。）。</p> <p>16 衛生管理区域専用の衣服及び靴（衛生管理区域に立ち入る際に着用している衣服の上から着用する衛生的な衣服及び靴の上から着用する衛生的なブーツカバーを含む。以下この項において同じ。）を設置し、衛生管理区域に立ち入る者に対し、これらを着実に着用させること（そ</p>

	<p>の者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、これらを着用する場合を除く。)。更衣による病原体の衛生管理区域への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。</p>
<p>〔物品に関する事項〕</p> <p>17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等</p> <p>18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置</p> <p>19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置</p> <p>20 飲用水の給与</p> <p>21 処理済みの飼料の利用</p> <p>22 安全な資材の利用</p>	<p>17 衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両を入れる者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該入口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じさせること（その者が衛生管理区域内で降車しない場合を除く。）。</p> <p>18 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>19 過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>20 飼養する家畜に水道水等の飲用に適した水以外の水を給与する場合には、これを消毒すること。</p> <p>21 飼養する家畜に肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第三項に規定する食品循環資源をいう。）を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が行われたもの（攪拌しながら摂氏九十度以上で六十分間以上又はこれと同等以上の効果を有する方法で加熱処理を行い、かつ、加熱後の飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないよう必要な措置等が講じられているものをいう。）を用いることとし、当該処理の行われていないものは衛生管理区域内に持ち込まないこと。</p> <p>22 大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従うこと。</p>
<p>〔野生動物に関する事項〕</p> <p>23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止</p>	<p>23 野生いのししの生息地域に所在する農場においては、衛生管理区域に野生いのししが侵入しないよう防護柵の設置（野生いのしし等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼育施設の場合は、二重柵等の野生いのしし等との接触防止対策が講じられたものに限る。）その他の必要な措置を講ずること。定期的に防護柵その他の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。ねずみ等の野生動物が隠れる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講ずること。</p>
<p>〔家畜に関する事項〕</p> <p>24 家畜を導入する際の健康観察等</p>	<p>24 他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾病的発生状況及び導入する家畜の健康状態を確認する</p>

	こと等により健康な家畜を導入すること。導入した家畜に家畜の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにすること。
<b>Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止</b> <b>〔人に関する事項〕</b> 25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等  26 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用	25 畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者に当該畜舎専用の手袋を着用させる場合を除く。）  26 畜舎ごとの専用の衣服（大臣指定地域に限る。）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、衣服又は靴が畜舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う畜舎間の移動については、この限りでない。更衣による病原体の畜舎への侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすることその他の必要な措置を講ずること。畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けること又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講ずること。衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行うこと。
<b>〔物品に関する事項〕</b> 27 器具の定期的な清掃又は消毒等  28 畜舎外での病原体による汚染防止	27 飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行うこと。注射針、人工授精用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあつては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあつては一頭ごとに交換又は消毒をすること。  28 家畜の飼養管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないこと。大臣指定地域においては、畜舎間で家畜を移動させる場合には、屋根、壁等により野生動物等による病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みのケージ、リフト等を使用するとともに、畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をすること。
<b>〔野生動物に関する事項〕</b> 29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕  30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止  31 ねずみ及び害虫の駆除	29 野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが二センチメートル以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る。）その他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。  30 畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講ずること。  31 ねずみ及びばえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講ずるとともに、畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕すること。
<b>〔飼養環境に関する事項〕</b> 32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	32 衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくす

<p>33 畜舎等施設の清掃及び消毒</p>	<p>とともに、病原体が侵入した場合に当該病原体が残存しないよう、不要な資材等の処分、除草及び資材、機材等の整理整頓等を行って、敷地を定期的に消毒すること。</p> <p>33 畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を3に規定するマニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒すること。</p>
<p>〔家畜に関する事項〕</p> <p>34 毎日の健康観察</p>	<p>34 毎日、飼養する家畜の健康観察（家畜の健康状態の確認に加え、出生及び死亡の状況の確認を含む。）を行うこと。</p>
<p><b>Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止</b></p> <p>〔人に関する事項〕</p> <p>35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等</p>	<p>35 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。</p>
<p>〔物品に関する事項〕</p> <p>36 衛生管理区域から退出する車両の消毒</p> <p>37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等</p>	<p>36 衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し、当該消毒設備を利用して当該車両の消毒をさせること（その者が当該消毒設備と同等以上の効果を有する消毒機器を携行し、当該出口付近において当該消毒機器を利用して消毒をする場合を除く。）。</p> <p>37 家畜の排せつ物等が付着し、又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講ずること。</p>
<p>〔家畜に関する事項〕</p> <p>38 家畜の出荷又は移動時の健康観察</p> <p>39 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止</p> <p>40 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止</p>	<p>38 家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認すること。また、家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにすること。</p> <p>39 飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。必要がないにもかかわらず、衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこと。</p> <p>40 飼養する家畜に特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合（その原因が家畜の伝染性疾患によるものでないことが明らかである場合を除く。）には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けるとともに、当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこと。当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従うこと。また、飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めること。</p>

(独)農畜産業振興機構からのお知らせ

# 各種交付金単価の公表について

## 1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和2年5月分〕

(独)農畜産業振興機構は、令和2年5月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

なお、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和2年8月上旬に公表する予定です。

なお、積立金が不足することとなった都道府県においては、国費分のみ（4分の3相当額）の支払となります。

(表1) 肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
北海道	916,008円	1,238,933円	286,632.5円	愛知県	1,101,145円	1,209,495円	93,515.0円
青森県	947,186円	1,255,325円	※2 204,993.825円	三重県	1,101,145円	1,211,143円	94,998.2円
岩手県 (日本短角種を除く。)	947,186円	1,197,497円	※2 165,959.925円	滋賀県	1,043,009円	1,241,025円	174,214.4円
岩手県 (日本短角種)	758,977円	815,445円	46,821.2円	京都府	1,043,009円	1,231,533円	165,671.6円
宮城県	947,186円	1,237,098円	256,920.8円	大阪府	1,043,009円	1,197,514円	135,054.5円
秋田県	947,186円	1,240,126円	259,646.0円	兵庫県	1,043,009円	1,502,171円	※2 306,934.35円
山形県	947,186円	1,185,368円	210,363.8円	奈良県	1,043,009円	1,216,054円	151,740.5円
福島県	947,186円	1,239,314円	258,915.2円	和歌山県	1,043,009円	1,212,689円	148,712.0円
茨城県	959,045円	1,235,012円	※2 183,277.725円	鳥取県	964,881円	1,231,879円	236,298.2円
栃木県	959,045円	1,237,497円	※2 184,955.1円	島根県	964,881円	1,203,612円	210,857.9円
群馬県	959,045円	1,233,306円	※2 182,126.175円	岡山県	964,881円	1,180,273円	189,852.8円
埼玉県	959,045円	1,234,670円	※2 183,046.875円	広島県	964,881円	1,218,634円	224,377.7円
千葉県	959,045円	1,213,448円	※2 168,722.025円	山口県	964,881円	1,209,707円	※2 162,257.55円
東京都	959,045円	1,210,194円	※2 166,525.575円	徳島県	950,080円	1,225,411円	※2 182,848.425円
神奈川県	959,045円	1,220,306円	231,134.9円	香川県	950,080円	1,238,874円	※2 191,935.95円
山梨県	959,045円	1,201,652円	※2 160,759.725円	愛媛県	950,080円	1,199,371円	※2 165,271.425円
長野県	959,045円	1,226,255円	236,489.0円	高知県	950,080円	1,057,692円	92,850.8円
静岡県	959,045円	1,216,813円	227,991.2円	福岡県	972,007円	1,227,350円	225,808.7円
新潟県	1,013,641円	1,208,662円	171,518.9円	佐賀県	972,007円	1,224,681円	223,406.6円
富山県	1,013,641円	1,219,259円	181,056.2円	長崎県	972,007円	1,225,793円	224,407.4円
石川県	1,013,641円	1,224,020円	185,341.1円	熊本県	972,007円	1,192,157円	194,135.0円
福井県	1,013,641円	1,244,365円	※2 152,738.7円	大分県	972,007円	1,205,839円	206,448.8円
岐阜県	1,101,145円	1,211,225円	95,072.0円	宮崎県	972,007円	1,213,429円	213,279.8円
				鹿児島県	972,007円	1,230,826円	228,937.1円
				沖縄県	891,379円	1,163,053円	※2 180,379.95円

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価（概算払）

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	612,557円	775,024円	142,220.3円
乳用種	454,016円	506,155円	42,925.1円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価（概算払）は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から4,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した16都県は、肉専用種において積立金が不足しており、東京都、山口県、沖縄県については3月分以降、青森県、岩手県（日本短角種を除く。）、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、福井県、兵庫県、徳島県、香川県、愛媛県については4月分以降、国費分のみ（4分の3相当額）の支払となっていることから、交付金単価の4分の3相当額を表示しています。